

第22期第17回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和6年4月16日（火） 13：30～

II 場 所：福島県水産資源研究所 3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1番14号)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）（まさば及びごまさば太平洋系群）

議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問）

議案第3号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問）

(2) 報告事項

ア 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）

イ 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員（14名）

(1) 出席者 13名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理
今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員
平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員 森田 政利 委員
山下 博行 委員 吉田 康男 委員 渡邊 登 委員
川邊 みどり 委員 (WEB参加) 久保木 幸子 委員
渡邊 千夏子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	石田 敏則
水産課主査	新関 晃司
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	平田 豊彦
水産海洋研究センター研究員	有賀 陸
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第17回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第17回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、議案3題、報告事項2題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は委員14名中、宮下議員は欠席でございますので13名出席しております。12名は会場に御出席をいただいております。川邊委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席委員数は13名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しておりますので、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	それでは、議事録署名人には、森田委員、久保木委員を指名いたします。両委員には、よろしくをお願いいたします。
両委員	（「はい」）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
（1）議案	
議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）	

議 長	<p>では、早速議事に入りたいと思います。議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山 廻 邊 課 長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊でございます。議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。</p> <p>資料の4ページをお開きください。</p> <p>令和6年3月29日付け5生流第4885号で、知事から貴委員会へ諮問しております。内容の詳細につきましては、担当から説明しますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
石田主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の石田です。議案第1号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料5ページの1の概要を御覧ください。</p> <p>特定水産資源のうちまさば及びごまさば太平洋系群について、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの令和6管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分が見込まれる数量に係る事前照会がございました。</p> <p>これを受け、知事は、福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料7ページをお開きください。</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群等に関する令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年3月25日付けの事前照会に関する事務連絡の写しです。</p> <p>資料8ページをお開きください。</p> <p>表は、まさば及びごまさば太平洋系群からずわいがにオホーツク海南部まで7つの特定水産資源について示されておりますが、今回の諮問に関係するものは、表の上段左から2番目に記載されているまさば及びごまさば太平洋系群についてです。</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群と記載されている、下の段の左のTACと記載されている欄を御覧ください。</p> <p>本県に対する都道府県別漁獲可能量の当初配分数量案が記載されております。令和5管理年度と同様「現行水準」と示されました。2つ右の欄を御覧ください。現行水準の場合の目安数量が示されておりますが、こちらは、過去3か年の平均漁獲実績が10トン未満であったことから、「10トン未満」と示されました。</p> <p>資料9ページを御覧ください。水産庁の漁獲可能量の案を受けまして、本県としましては、過去3か年の漁獲実績ではなく、震災前3か年の漁獲実績に基づいた算出により、目安数量を</p>

	<p>「100トン未満」とするよう水産庁に要望いたしました。これは、令和5管理年度と同様の数量です。なお、水産庁担当と事前調整をしており、目安数量については「100トン未満」となる見込みです。</p> <p>資料5ページにお戻りください。</p> <p>4の策定の内容を御覧ください。先ほど御説明しました配分予定数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して、本県に配分が見込まれる都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分いたします。</p> <p>なお、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、まさば及びごまさば太平洋系群について漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>これは、本県に住所がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。</p> <p>これを踏まえ、県報において告示する案を資料6ページにお示ししております。</p> <p>なお、当初配分の通知について、今回諮問しました「現行水準」と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることとします。</p> <p>また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について	
議長	議案第2号 「沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。

	<p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。議案第2号、沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について御説明いたします。資料10ページをお開きください。</p> <p>令和6年3月25日付け5生流第4678号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
新関主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の新関です。議案第2号の内容について御説明いたします。資料11ページを御覧ください。1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。知事許可漁業の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第15条第1項において3年と規定されておりますが、沖合たこかご漁業の許可の有効期間につきましては、同条第2項の規定に基づき、1年に短縮したいと考えております。</p> <p>短縮する理由につきましては、4、短縮の理由を御覧ください。</p> <p>沖合たこかご漁業で対象としているタコ類やツブ類は、底びき網でも漁獲されており、資源を減少させる懸念があります。</p> <p>そのため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、1年に短縮するものです。</p> <p>なお、短縮した場合の許可の有効期間は、ページの中程、四角で囲われている部分のとおり、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとなります。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。</p>
議案第3号 「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」(諮問・答申)	
議長	議案第3号 「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、

	<p>申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
<p>山廻邊課長</p>	<p>はい、議長。 議案第3号、沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、御説明いたします。 資料12ページをお開きください。令和6年3月25日付け5生流第4680号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>新関主査</p>	<p>はい、議長。 水産課の新関です。議案第3号の内容について御説明いたします。資料13ページをお開きください。1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 今回の諮問は、知事が、沖合たこかご漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。 資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。 現在許可している沖合たこかご漁業は、令和6年6月30日で有効期間が満了します。 有効期間満了後の同年7月1日から許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。 また、制限措置で公示した許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。 資料の4 制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。 それぞれの項目について、内容を御説明いたします。 資料の項目の1番上の「漁業種類」は沖合たこかご漁業であります。 項目の上から2番目「許可等をすべき船舶の数」について御説明いたします。表の下の米印(※)を御覧ください。 許可等をすべき船舶の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては、操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上</p>

	<p>限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。</p> <p>漁業協同組合へ照会した結果を踏まえ、許可等をすべき船舶の数は23隻としております。震災前の許可数が40隻でしたので、今回設定した数は震災前の許可数を下回っております。</p> <p>3番目以降の「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」については、沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針のとおりとして、現在の許可と同じ内容で設定いたします。以上が制限措置の内容です。</p> <p>引き続きまして、表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和6年5月10日から同年6月9日までとする予定です。</p> <p>最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。</p> <p>これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料15ページから16ページにお示ししております。また、許可の基準の案を17ページにお示ししております。</p> <p>資料が前後しますが、14ページをお開きください。経過と今後の予定について御説明します。</p> <p>今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和6年1月30日から同年2月29日まで意見を聴取しました。その結果、意見の提出はありませんでした。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第3号、沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。</p>

(2) 報告事項

報告事項 ア 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について

議 長	<p>続きまして、議題（２）報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和５管理年度における漁獲可能量の変更について」、知事部局から報告願います。</p>
石田主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の石田です。報告事項アの内容について御説明いたします。資料 18 ページをお開きください。</p> <p>今回の報告の概要を御説明いたします。</p> <p>特定水産資源のうち、くろまぐろの令和５管理年度の知事管理漁獲可能量につきまして、令和６年２月１４日付けの農林水産大臣からの通知を受け、数量を変更しましたので、御報告するものです。</p> <p>資料 18 ページ下に変更の内容をお示ししております。令和５管理年度の 30kg 未満のくろまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量は、最終的に 17.2 トンと変更になりました。</p> <p>つづきまして、資料 19 ページをご覧ください。</p> <p>本件に関する前回の委員会からの経過につきまして、４の変更の経緯に記載しています。</p> <p>経緯としましては、くろまぐろ小型魚の令和５管理年度の漁獲量が 17.1 トンとなり、変更前の知事管理漁獲可能量を 4.4 トン超過しておりました。融通に係る協議の結果、秋田県から 4.5 トンの都道府県別漁獲可能量をゆずり受けることとなり、令和６年２月１４日付けの農林水産大臣から変更の通知がありました。これを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行ったものです。</p> <p>これにより、令和５管理年度の超過分はなくなりましたので、超過分に係る令和６管理年度以降からの差し引きはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
永瀬委員	県職員によるいわきの漁業者への説明と聞き取りをやっていたきありがとうございます。
議 長	今後、今年の漁獲量や価格動向に合わせて県で柔軟に期間を変えることは可能なのでしょうか。
永瀬委員	それも私が言ったとおりのことを漁業者たちが言っています。私が言ったことと聞いていることはほとんど一緒です。今は小さくなってしまって、メジマグロが 500 円から 300 円になっています。初めの頃は大きくてよかったです。
議 長	千葉県はほんとに良かったそうで、時期をずらして年度末の値段がいいときに数量を前もって残しておいて集中的に取ったと聞きました。
永瀬委員	前期と後期に分かれているが、前期でどこまでオーバーするか

	<p>が問題だと思います。オーバー分は後期で引かれますが、去年は3か月で約4トンオーバーしていますよね。前期のオーバーで2トン減らされると約4トンしか後期に残らなくなってしまうのでそのあたりの調整が必要だと思います。</p>
議長	<p>前期と後期を分けるということが初めての年だから、数量を密に報告し合うという話だったと思います。2トンもオーバーすることは今年からあまりないのかなと思います。</p>
永瀬委員	<p>組合はすぐ数量が報告されるが、売り先が中央卸売市場などだと1か月単位で数量が報告されます。一気に水揚げの報告があるからオーバーしてしまうのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>対処法はあるのでしょうか。</p>
永瀬委員	<p>県で管理するとは言ったが、1日1隻あたり100キロまでというような単位で細かく見ていく方がいいと思います。後期に残した方が絶対得でありそうしたいが、今も枠を競い合うようにやっているから現時点で3トンくらい揚がっている状況だと思います。本当は値段が安い時期に取らない方がいいとは思いますが、枠が絶対的に少ないからどうしても枠を競い合うように出てしまっています。ヒラメもかからないから、どうしてもクロマグロに出ていくので悪い傾向になっていると思います。とりあえず漁業者たちには話を聞いてもらい、どのように変わるのかは今年の様子を見ましようとは伝えています。</p>
議長	<p>県と漁業者との情報交換に関してはどうでしょうか。</p>
石田主任 主査	<p>水産課の石田です。くろまぐろの漁獲管理に関して、御存知のとおり、今年度は前期と後期に分けて、それぞれ約6トン弱に配分しております。この中で漁獲可能量を守っていくわけですが、現時点での状態といたしましては漁協、漁協無所属者の皆さんから速やかに漁獲量の実績をいただいておりますので、漁獲可能量を超過しないように県でも集約してございます。それを踏まえ、漁獲状況の情報提供をし、超過しないように努めてまいりたいと思います。</p> <p>また、くろまぐろを取るときに永瀬委員からの御指摘もありましたが、値段が非常に重要になっているので、いつぐらいに取れば一番良い値段で売れるのか、いつ取るのかは県より漁協の中の釣り部会の皆さんで協議していただければ一番スムーズに進むと考えております。</p>
議長	<p>永瀬委員、今後このような取り組みでいかがでしょうか。</p>

永瀬委員	様子を見てやるしかないと思います。一気に4月に終わるのか。買受人も1か月に何kgか欲しいとのことですが、ある月に集中的に取られてしまうから、どうしても値崩れしてしまうのだと思います。
議長	月々で数量を決める方法もいいと思いますが、果たして皆さんに協力してもらえるかが課題だと思います。
永瀬委員	漁獲可能量が、今は特定の人だけのものになってしまっています。その人が協力するなら、他の人も数量や時間などを我々の漁協に合わせると言ってくさっています。
議長	どのように伝えて、皆さんと一緒に歩調を合わせていくかが大切だと思います。
永瀬委員	漁業者も、早期に釣れば安くなることをわかっているはずなので、ある程度この委員会で決めてくれれば合わせてくれると思います。
議長	漁業者間同士の話し合いでということですよ。
永瀬委員	ある程度委員会で決めた方がいいと思います。漁業者も同じようなことを考えていると思います。
議長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項イ「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果」について

議長	報告事項イ「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について」事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	はい、議長。海区事務局の佐藤です。報告事項イについて御説明いたします。 資料20ページを御覧ください。 太平洋広域漁業調整委員会は、2月29日に開催され、鈴木会長代理と事務局がWeb参加しました。午前中に太平洋北部会及び南部会が開催され、午後から太平洋広域の委員会が開催されました。 初めに、太平洋北部会について、御説明いたします。 主な議題は、広域魚種の資源管理について、沖合性カレイ類及びマダラの資源状況や資源管理の取組の説明がありました。添付資料は重要な部分を抜粋しています。 資料22ページを御覧ください。サメガレイは、漁獲量はほぼ横ばい、資源量指標値も低い値となっています。 資料23ページを御覧ください。ヤナギムシガレイは、幅広い

年齢で構成され、親魚量は高い水準を維持しています。

資料24ページを御覧ください。キチジは、資源水準が高位にあり、資源動向は横ばいとなっています。

資料25ページを御覧ください。キアンコウは、資源水準が非常に高く、資源動向は増加と判断されています。

資料26ページを御覧ください。沖合性カレイ類の保護区の位置図となっています。福島県沖には、ヤナギムシガレイ、キアンコウの保護区が設定されています。

説明終了後、委員から「福島県の漁業が他県沖操業を始めているが、資源に与える影響はあるのか。」という質問がありました。これに対し、水産研究・教育機構の資源解析担当者より、「操業実態を把握し、解析していく。」との回答がありました。

次に、午後から開催された太平洋広域漁業調整委員会について御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。主な議題は、太平洋くろまぐろの遊漁について、広域魚種の資源管理について、TAC魚種拡大に向けた検討状況について説明がありました。

資料29ページを御覧ください。太平洋広域漁調委員会指示案の概要になります。この指示は、遊漁によるくろまぐろの採捕について制限するもので、小型魚は採捕禁止、大型魚は1人1日1尾の制限に加え、陸揚げした日から3日以内に水産庁に報告する必要があります。

資料30ページを御覧ください。大型魚の採捕数量を、1か月もしくは2か月単位で管理する形となっています。指示の有効期間は、令和6年4月1日から1年間です。

資料31ページを御覧ください。広域回遊する魚種の資源管理の、令和6年2月現在の取組状況となっています。本県に係るのは、2のマダラ、3の太平洋北部沖合性カレイ類、4のマサバ太平洋系群、19の太平洋くろまぐろになります。

資料32ページを御覧ください。令和6年2月現在の、水産資源ごとの検討状況の表になります。太平洋系群でステークスホルダー会議が開催されているのは、カタクチイワシが3回、マダラが2回、ウルメイワシが1回となっています。

ヤナギムシガレイ、サメガレイ、ヒラメ、キンメダイについては、資源管理手法検討部会が開催された段階となっています。

資料33ページを御覧ください。ヒラメ太平洋北部系群に関する資源管理手法検討部会の結果になります。

漁獲報告の収集、資源評価、資源管理について多くの意見が出されており、ステークスホルダー会議に進むに当たっては、漁獲サイズ制限など既に資源管理を行っているにもかかわらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき、また、TAC

	<p>管理が始まったら何をすべきで何を得られるか漁業者に説明すべきとの意見が出されています。</p> <p>資料34ページを御覧ください。本県で漁獲量が増加しているトラフグについて、2つの系群の資源評価に対する意見を抜粋しました。</p> <p>日本海・東シナ海・瀬戸内海系群では、従来の分布域外の地域、関東及び東北での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要とされています。</p> <p>伊勢・三河湾系群でも、同じ意見の他、関係県及び国の研究員が議論を重ねて資源評価について再考すべきとの意見が出されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
議長	本県に関わるヒラメのステークホルダーは令和5年4月24日に開催しているのでしょうか。また、どこに当てはまるのでしょうか？
事務局(佐藤次長)	ヒラメにつきましては32ページの表の下から7段目、ヒラメ太平洋北部系群になりますが、資源管理手法検討部会が昨年令和5年4月24日に開催されただけで、ステークホルダー会議は開催予定になっている段階です。
議長	聞き取り調査は、福島県の場合、各漁協で行うようになるのでしょうか。誰から現状把握するようになるのでしょうか。
山廻邊課長	はい。水産課の山廻邊です。資源ごとの検討状況に記載されておりますとおり、資源状況の説明が行われたということで、実際に資源を利用するステークホルダーの方々から意見を聞く、その意見を聞く対象がどういった方なのかも含めて固めていく作業が必要になります。福島県の場合だと代表の方がどういった方に出ていただくか、その方が県内の意見をどう集約してこの中で説明していくかという形になります。昨年検討部会は開催しましたが、前段で説明したとおり様々な課題が多いということで、実現まで時間がかかっている状況です。今後どういった形で意見をもらうかということも含めて進んでいく形になると思います。
議長	はい。川邊委員も御承知のとおり、水産政策審議会に出席しているので、意見を言うような場面が来るかと思われますので聞いてみました。そのほか御質問等ありますか。
永瀬委員	ヒラメに関して遊漁者は30cmを釣ったら逃がしてくださいと言っています。いわきは40cm、相馬は50cmだが、遊漁者より、いわきは自主的に40cmと決めているだけであって、福島県で決まっているのは30cmだから関係ないのではないかと問われたことがあります。
議長	委員会指示が福島県としては30cmですよね。

永瀬委員	それを遊漁者も分かっています。大きい魚を釣ってしまって大きい魚がいなくなると、だんだん魚が小さくなってきます。
議 長	いわき地区が40cm、相双50cmというのは、あくまでも漁業者の自主規制であって、すべての人を制限するという内容ではないですよ。
永瀬委員	いわきは40cm だから40cm 以下は逃がしてくださいというのは難しい。
議 長	ただ、漁業者として生活がありますからね。
永瀬委員	小さい魚を持って行かれるとそこにいる魚がいなくなってしまうということです。でも30cmなら大丈夫だと言われてしまいます。
議 長	当委員会でサイズの見直しもある程度審議することもできますので、今後サイズアップするには各漁協の意見をとりまとめてやるようになるのでしょうか。
永瀬委員	30cmは唐揚げにしかできないですよ。刺身にはできないけど、釣れたら持って行きますよね。
議 長	漁業者としては30cmでは付加価値がなく、今の沿岸漁業においてヒラメは主力の収入源になっているからサイズアップはありかなと考えています。
永瀬委員	ある程度まではね。今は釣りでやっているが、だんだん小さくなっていて、40cmぎりぎりだが尻尾が長いから大丈夫となっている状況です。
議 長	漁業者はヒラメの水揚げの5%を負担しているわけですよ。
永瀬委員	それも言われます。遊漁者は何も払ってないですからね。茨城から来ていわきの魚を取って、茨城に帰って行きます。
議 長	ずっと30cm という考えではなく、自主規制は40cm や50cm と統一しているわけではないから、各漁協で協議してこの委員会で議論するのも一つの手かなと考えています。そのような声が上がれば、相双地区は40cm に上げることに異議はないと思いますが、狩野さんも森田さんも異議ないですよ？
狩野委員	40cmの魚を釣っても何もなりません。
議 長	宮城県の遊漁船にみんな持って行かれるから、いわき地区のサイズも考慮して40cm もありかなと思っています。いわき地区の漁業者の意見を取りまとめれば、すぐこの委員会で協議する形になると思いますが、県としてはどのように考えていますか。
山 廻 邊 課 長	はい。水産課の山廻邊です。前回までに、現状におけるヒラメの資源状況や漁獲の実態を示して、会長からも各地区と併せてヒラメを漁獲する漁業種類が多いため、関係漁業者の意見を広く十分にとる必要があるだろうという話になっていたと思います。議論が各地区であって、しかも周辺県でも同じ資源を利用して、そこにどういった差が生じて、メリット及びデメリットがどうい

	ったことであるのかをこの場で意見を集約して議論いただく段階が必要かなと思っております。
議 長	TAC 対象魚種の候補になっているから、おそらく TAC の対象になると思います。サイズの変更もありかなと思っております。
今泉委員	前回 10 月にヒラメのサイズの話が出て、その翌日漁協に行つてその話はしましたが、まだ回答が得られていません。
議 長	ただ、サイズアップすることによって、入会の問題になった場合、福島が 40 cm になった際、茨城が足並みをそろえてくれれば良いと思っておりますが、この問題もあるのかなと考えていました。
鈴木委員	隣県漁業者との調整を併せてやっていかなければいけないと思います。先ほど県がおっしゃったとおり、漁業者の意見を伺った中で、この場を通じて協力して、いい案を含めてどのような方法があるのか時間がかかるかもしれないが検討していくべきだと思います。よろしく申し上げます。
議 長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議 長	これで予定された議題について、すべて終了しました。これをもちまして、第 22 期第 17 回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。

令和6年4月16日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 森田 政利



議事録署名人 : 久保木 幸子

